# 岡山エコ事業所(小売店)の募集

岡山県では、循環型社会の形成の推進のため、再生品の販売や廃棄物の減量化・リサイクルなどに積極的に取り組んでいるお店を「岡山エコ事業所」として認定する制度を創設し、現在公募しております。小売店のみなさん、是非ご応募ください。

- 1 対 象 県内の小売店
- 2 認定基準 県が示した14の取組みのうち、「再生品の販売及び表示による販売促進」及び「生活環境関連の法令遵守」を含む7項目以上を実施していること。詳しくは裏面を参照してください。
- 3 申請方法 所定の申請書を、お店のある地域を管轄する県民局の環境課に提出してください。 申請書は、県庁循環型社会推進課、各県民局環境課などで配布しているほか、岡山県循環型社会推進課のホームページからもダウンロード
- 4 認定方法 お店のある地域の県民局が審査・認定します。 ※ 必要に応じ現場確認する場合があります。
- 5 認定期間 5年間(認定日から5年を経過した年度の末日まで) なお、期間中でも認定基準に適合しなくなった場合には、認定が取り消 される場合があります。

#### 認定を受けると

お店に認定証と認定銘板を交付します。

できます。

・県は、認定店の先進的な取組み状況を各種の媒体を通じて公表し、県民や事業者の皆さんに環境にやさしい小売店として積極的にPRします。

県の環境イベントでのPR 県のホームページへの搭載 県の広報紙によるPR 新聞紙面等買上げによる広告など

#### 問い合わせ先等

·岡山県環境文化部循環型社会推進課(〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6)

TEL:086-226-7306 FAX:086-224-2271

ホームページ http://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/

- ・各県民局環境課 ※住所、TEL は裏面に記載しています。
- (\*) 同一事業者が複数の店舗の申請を一括して行う場合は、申請者(本社等)の所在地を管轄する県民局へ提出してください。

申請者(本社等)の所在地が県外の場合は、循環型社会推進課へ提出してください。

## 岡山エコ事業所(小売店)認定基準

次表に掲げる「1」及び「14」を含む7項目の基準に適合していること。

	- 1517 の・13人の・13と目も7項目の至中に返日のですること。
項目	基準
1	再生品を販売するとともに、その旨の表示をするなどして積極的に販売促進に 取り組んでいること。
	※再生品の販売コーナー、店頭等に再生品の使用促進の表示を行っていること。
2	再生品の品目ごとの販売実績を把握し、公表していること。
3	岡山県エコ製品の普及への協力を行っていること。 ※岡山県エコ製品の販売・制度紹介、パンフレット配布、店内放送等
4	容器包装(トレイ、包装紙等)へ再生品を使用していること。 ※容器包装が再生品である旨を表示していること。
5	広告チラシ、ポスター等へ再生紙を利用していること。 ※広告チラシ・ポスター等が再生紙である旨を表示していること。
6	詰め替え商品の販売を行っていること。 ※商品が詰め替え商品である旨を表示していること。
7	リターナブル容器の商品の販売を行っていること。 ※リターナブル容器の商品である旨を表示していること。
8	販売した商品の容器包装類を店頭回収していること。 ※空き缶、空き瓶、飲料用紙パック、食品トレイ、ペットボトル等の容器包装を 店頭回収していること。
9	商品の簡易包装、省包装又ははだか売りを行うことにより、包装材の削減に取り組んでいること。
10	買い物袋や買い物かごの持参を呼びかけるなど、レジ袋の削減に努めていること。 ※店内に表示していること。
11	生ゴミ、ダンボール等、店からでる廃棄物の減量化、資源化に取り組んでいること。
12	商品の量り売り、バラ売りを行っていること。
13	未利用食品を活用するための活動を行っていること。 ※未利用食品をフードバンクに提供していること。 おかやまフードトリップの利用登録をしていること。
14	生活環境保全関連法令を遵守していること。 ※生活環境保全関連法令に過去3年間違反していないこと。

<sup>※</sup> 適合状況の具体的な判断基準です。

### 【提出先】次の県民局の環境課へ申請してください。

備前県民局 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 TEL 086-233-9805 備中県民局 〒710-8530 倉敷市羽島1083 TEL 086-434-7007 美作県民局 〒708-8506 津山市山下53 TEL 0868-23-1227